



建設業労働災害防止協会
長野県支部大北分会



安全第一

SAFETY FIRST



1



令和4年度建災防大北分会第3回安全パトロール チェックポイント

◎ 安全パトロール実施箇所：6現場 チェックポイント
重複する現場も含め、15ポイントについて記述

| No. | チェックポイント |
|-----|--|
| 1 | はしご・脚立の点検 |
| 2 | 現場の整理整頓 |
| 3 | 掲示板の整理 |
| 4 | (1) 作業主任者職務表示板の掲示 (2) 緊急連絡先はしっかりと掲示する |
| 5 | 昇降足場設置の必要性・安全性 |
| 6 | 輪止めの設置 |
| 7 | 重機の接触事故防止 |
| 8 | クレーン作業計画 |
| 9 | 作業道路・遮断道路の掲示 |
| 10 | 現場内消火器の設置・取扱責任者の掲示 |
| 11 | 法肩部の安全確保 |
| 12 | 昇降階段の手摺 |
| 13 | 信号機付近工事の交通管理 |
| 14 | 河川工事：オイルマットの準備 |
| 15 | 金属アーカー溶接作業：特定化学主任者の選任 |
| | 現場に掲げる標識等について |
| | |

2

1 はしご・脚立の点検



はしごの支柱部分が変形

3

1連はしご 点検シート

△警告 割れにやさがきい場合、自分の判断で、手渡しや修理は絶対にしないでください。
→ 一度割れたらやせられ、いかにもく強度が落ちてたり、手回しても本体や金具の振動
が感じた時は、修理や取扱による人身事故の原因になります。

| | 点検する箇所 | 位置 | 管理番号 |
|----------------------------------|--|----|------|
| 支柱 | 曲がり、ねじれ、へこみ、割れ、腐食、穴あき | 奥葉 | |
| | グリース、油、泥、苔、水、ペジキなど落りやす いものの付着 ⇒ きれいに拭き取り | | |
| 踏 み 盤 | 曲がり、ねじれ、へこみ、割れ、腐食、穴あき、 腐食、陥落 | 奥葉 | |
| | 支柱との接合部のゆるみ、ガタツキ、歪れ、腐 食 | | |
| 補 強 金 具 | 錆び、陥落、変形、腐食 | 交換 | |
| | レベットのゆるみ、抜け落ち | 修理 | |
| キ エ ン ブ ド | 外れ、変形、腐食 | 交換 | |
| | 取付部のゆるみ、ガタツキ | 修理 | |
| 滑 り 止 め ユ ニ ット | 外れ、変形、腐食 | 交換 | |
| | 回転部に泥や異物の付着 → 异物を取り除く 取付部ボルトの締めすぎ ⇒ 少し緩めてください | | |
| | 滑り止め(樹脂)のすり減り、外れ | 交換 | |
| | 取付ボルト、ナットの変形(可動タイプのみ) | 交換 | |



4

**整理整頓で
使いやすく**

2 現場の整理整頓

事例：工事現場の整理整頓

事例：資材置場の整理整頓

現場の整理整頓（良好）：今回のパトロール現場

7

3 掲示板の整理

今回のパトロール現場

◇ 追加チェックポイント
施工体系図：標識寸法指定なし
(見やすい大きさにして掲示)
→ A3版でも小さく見えにくい

【改善を要する事項】

(1) 作業主任者職務表示板の掲示

8

9

(2) 緊急連絡先はしっかりと掲示する



掲示場所：現場事務所等の見やすい場所に標示する。



緊急時連絡表掲示例（表は見やすい大きさ）

11

現場緊急連絡体制表

現場責任者 常時必携

現場緊急連絡体制表（作成例）

12

4 昇降足場設置の必要性・安全性



昇降足場：固定・手摺等の必要性

13



昇降足場設置例（良好）



昇降足場設置例（良好）：今回のパトロール現場

14

5 輪止めの設置



輪止めの設置（桟木はNG）：今回のパトロール現場

15



輪止め設置(石はNG)



輪止め設置(良好例)



16

6 重機の接触事故防止



多くの建設機械が稼動（今回のパトロール現場）

17

7 クレーン作業計画



コンクリート打設用ラフタークレーン

【移動式クレーン作業計画書】: 今回のパトロール現場 作業計画書良好

18

重機作業は、毎日の作業 計画で安全確認



19

【作業計画書 記載例】

20

8 作業通路・避難通路の掲示



避難通路



作業通路・避難通路（今回のパトロール現場）

21

9 現場内消火器の設置・取扱責任者の掲示



【今回のパトロール現場】

【改善を要する事項】

現場内に喫煙所あり、消火器の設置指示



→ 現場内消火器設置・取扱責任者の掲示

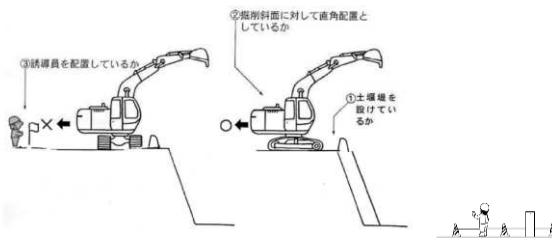
22

10 法肩の安全確保



法肩部の危険度（今回のパトロール現場）

掘削時：土壤堤による法肩部の安全確保



23

平成30年4月期 工事事故発生事例

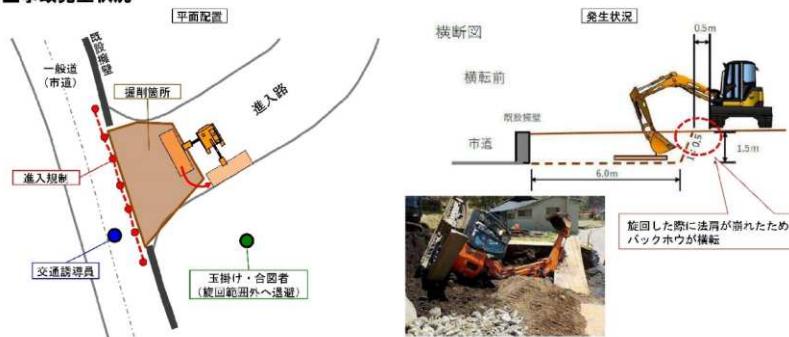
【事故事例③】敷設板移動中、法肩が崩れバックホウが横転

| 工事種別 | 一般土木工事 | 事故発生日 | 平成30年4月28日 | 気象条件 | 晴れ |
|------|--------|-------|------------|------|----|
|------|--------|-------|------------|------|----|

その他 - その他の事故

- 施工現場への出入り口付近において、一般道からの進入路を整備していた。
- 掘削部に置かれていた敷設板を移動するため、バックホウを掘削面より1段高い場所に配置し、吊り上げ旋回作業を行っていた。
- 敷設板を吊り上げ左旋回した際に法肩が崩壊し、バックホウが横転した。
- オペレーター及び第三者に被害はなく、バックホウにも損傷は無かった。

■事故発生状況



24

11 昇降階段の手摺



作業場への昇降階段（今回のパトロール現場）

三大災害：墜落・転落

25

従来の昇降階段と写真比較



昇降階段設置例（従来工法：良好）



昇降階段設置例（アルミ製傾斜自在階段：良好）

26

12 信号機付近工事の交通管理



交差点信号機付近での工事（現場事務所・工事施工エリア）

27

13 河川工事：オイルマットの準備



オイルマットの充実・準備（対応）

重油流失事故例



重油流失事故状況①



重油流出事故状況②

28

**水質汚濁事故を
防止しましよう**

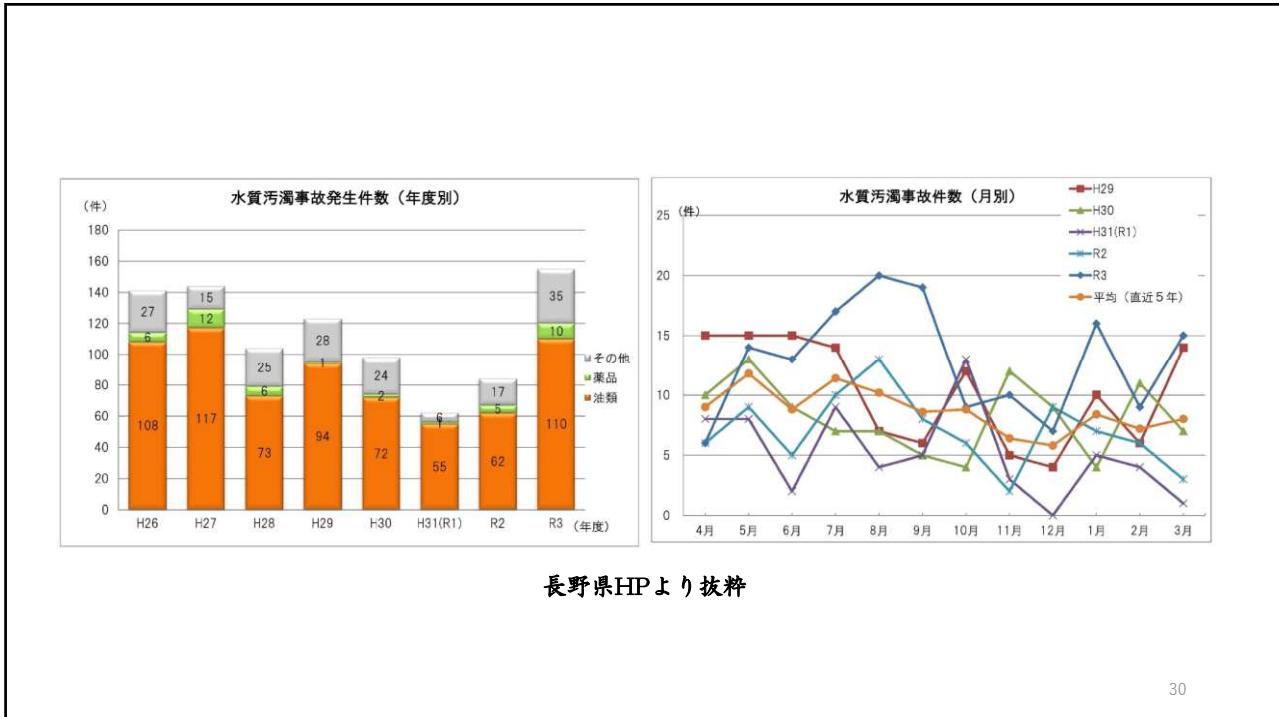
油や農薬などが河川へ流出してしまったり、水質の異常によって魚が死んでしまったりする「水質汚濁事故」が多発しています。

河川の水は、水道水や農業用水など幅広く利用されているため、水質汚濁事故が発生すると、多くの方の生活に影響を与える恐れがあるほか、動植物にも被害を及ぼすこともあります。

県民の皆さんには、水質汚濁事故を起こさないよう十分ご注意いただき、長野県の豊かな水環境の保全にご協力をお願いします。

水質汚濁事故の事例

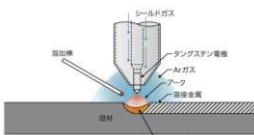
29



14 金属アーク溶接作業：特定化学主任者の選任



金属アーク溶接



アーク溶接 作業資格者の職務

（特化例第38条の21第1項）

（略）

作業員登録
氏名

31

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行なう旨さまへ

**金属アーク溶接等作業について
健康障害防止措置が義務付けられます**

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすことがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令、告示は、**令和3年4月1日**から施行・適用します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行なう事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行なう方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行なう旨さまへ」をご覧ください。

※「屋外作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
 ・作業場の建物の側面の半分以上にわたって張り出しその他のしゃべい物が設けられている場所
 ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所
 ※「継続して行なう屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業と同じ場所で繰り返し行なわないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属溶接等作業等の作業
- ・アークを利用して金属を溶接し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶密、ガラフティングは含まれません）

溶接ヒューム

| | |
|--|---|
| 主な有害性（発がん性、その他の有害性） | 性状 |
| 発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性 | 溶接ヒュームにより生じた蒸気が空気中で凝固した微細な粒子（粒径0.1～1μm程度） |
| その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO ₂ ）について 三酸化マanganese（MnO ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害 | |

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2. 特定化学物質としての規制

（1）屋内作業場における全体換気装置による換気等
(特化例第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、
全体換気装置による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、ブロックバルブ換気装置、局部排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、**全体換気装置**は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間**ごとに、その位置、異常の有無などについて検査する必要があります。

【全体換気装置の例】
【局部排気装置の例】

（2）有効な呼吸用保護具の使用
(特化例第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者が従事されるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることができます。

（参考）呼吸用保護具の種類

| | |
|-------------------------|-------------|
| 防じんマスク 【取り替え式・全面形面体】 | 【使い捨て式】 |
| (取り替え式・全面形面体) | (使い捨て式) |
| 電動ファン付き呼吸用保護具 | |
| 【全面形面体】 | 【半面形面体】 |

32

(3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アクリル酸作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行なることが必要です。
(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸いしないように、**作業の方法を決定し、労働者を指導すること**
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ **保護具の使用状況を監視すること**

(4) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーカー溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことがあります。

- 金属アーカー溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6ヶ月以内ごとに1回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

| | |
|------|--|
| 1次健診 | ①業務の歴史の調査 ②作業条件の簡単な調査 ③溶接ヒュームによるけい等ハーキンソン症様症状の既往歴の有無の検査 ④せきの（ハーキンソン症様症状の有無の検査・呼吸力の測定） |
| 2次健診 | ①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状が認められた場合における胸部理学的検査等 ③ハーキンソン症候群症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認めた場合における尿中のマンガンの量の測定 |

1)金属アーカー溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですので注意ください。
3

(5) その他必要な措置

金属アーカー溶接等作業に�り、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (官衛則第35条)
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行なう。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)
対象物に汚染されたぼろ（ワニス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬荷物等の容器等の使用等** (特化則第25条)
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一走りの場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)
対象物を常時製造・取り扱う事業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **清浄設備の設け** (特化則第38条)
・洗顔、洗濯またはうがいの設備
・更衣設備
・洗浴のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第43条、第45条)
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

| 規制の内容 | 2020(令和2年) | | | 2021(令和3年) | | | 2022(令和4年) | | |
|----------------------------------|--------------------------------|----|----|---|----|----|------------------------|-----|--|
| | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | |
| 呼吸用保護具の使用等 | 特化則に基づく呼吸用保護具の使用の義務化が から始じる | | | の規定により、労働者に有効な 呼吸用保護具を使用させなければなりません。 | | | 呼吸用保護具の 選択・使用(4/1～) | | |
| 特定化物質 作業主任者の選任 | | | | | | | 選任義務 (4/1～) | | |
| 全休憩室の設置 休憩室の設置の実施 その他必要な措置 | | | | | | | 実施義務(4/1～) | | |

改正内容に関する通達・資料はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

4

33

15 現場に掲げる標識等について

工事現場の標識掲示義務が緩和されています（令和2年10月から）

令和2年10月1日から建設現場の標識の掲示義務に関する運用が改正されています。その内容について確認しておきましょう。

令和2年9月30日までの建設現場の標識

改正前は、工事に関わる**全ての建設業者**が建設現場に標識を掲示しなければなりませんでした。

すべての建設業者とは、元請、下請、孫請け、ひ孫請け等、工事を請け負ったすべての建設業者です。

規模が大きかったり、下請け業者が多い現場には、10枚、20枚の標識が掲示されているのをよく見かけていました。

令和2年10月1日以降の建設現場の標識

改正後の標識の掲示は、発注者から直接請け負った業者のみ、すなわち**元請業者**のみで良いことになりました。

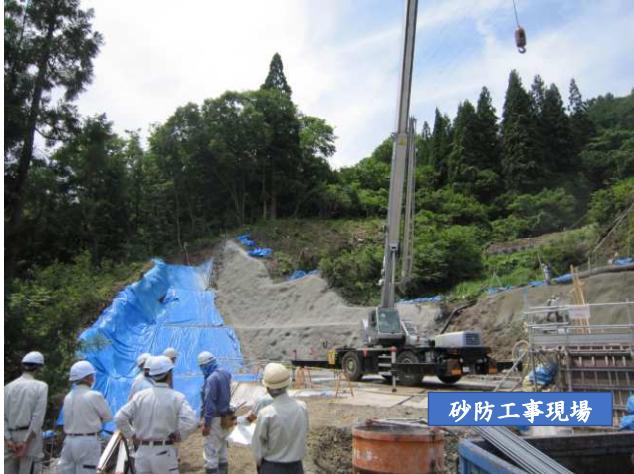
34

35

| | | | |
|--|---|------------------|--|
| <p>箇号 標識標識と掲示場所・寸法等</p> <p>⑦ 作業主在住(単独の例と一覧の例)</p> <p>掲示場所 : 作業場所が見やすい場所に掲示する。 表示内容 : 施設名(場合は、施設を付記して)・看板でも可。</p> <p>作業主在住一覧表</p> <p>規格寸法 : 横幅60cm以上×縦高さ100cm以上</p> <p>掲示の規則 : 労働安全衛生法 第14条(労働者保護) 労働安全衛生規則 第11条 (作業主在住者と看板の例) 労働安全衛生法 第14条(施設名) (作業主在住者が選択すべき作業)</p> | | <p>※ 送付用印押可欄</p> | <p>表示場所 : 工事現場の見やすい場所に掲示する。 表示の目録 : 送付用印押可欄 (参考)</p> |
| <p>⑧ 建築基準法による標識表</p> <p>建築基準法による標識表</p> <p>掲示場所 : 土木現場の見やすい場所に掲示する。 規格寸法 : (幅)25cm以上×(高)30cm以上</p> <p>掲示の規則 : 建築基準法 第14条(工事現場の見やすい場所) 建築基準法施行規則 第11条 (工事現場の表示の様式)</p> | | | |
| <p>⑨ その他</p> | | | <p>必要に応じて工事現場の見やすい場所に掲示する。</p> |
| <p>現場掲示が望ましい標識類(例)</p> <p>⑩ 有資格者表示の表</p> <p>有資格者一覧表</p> <p>掲示場所 : 作業場所が見やすい場所に掲示する。 表示内容 : 特別な資格をもつ特別な者を必要とする業務に従事する者(監修者、監督者、監視者等)のうち、その担当内容に対する資格者を掲示する。</p> <p>規格寸法 : 横幅60cm以上×縦高さ100cm以上</p> <p>掲示の規則 : 労働安全衛生法 第50条 第13条(安全管理と教育) (参考) 労働安全衛生法 第50条 第13条(安全管理と教育) 労働安全衛生規則 第11条(工事現場の見やすい場所) (工事現場に見る限り) 労働安全衛生法 第50条 第13条(安全管理と教育) (参考) 労働安全衛生法 第50条 第13条(安全管理と教育)</p> | <p>掲示場所 : 作業場所の見やすい場所に貼付する。 掲示の規則 : 建設工事等に係る法律の適用範囲 (参考) 建設工事等に係る法律の適用範囲 (建設工事等に係る法律) (参考) 建設工事等に係る法律 (参考) 建設工事等に係る法律 (参考) 建設工事等に係る法律</p> | <p>※ 送付用印押可欄</p> |  <p>全 + 安 第 一</p> <p>一人一人がは</p> <p>事故なし！一日も一日も安全に</p> <p>今日も一日も安全に</p> |

36

安全パトロールの目的



39



40



41



42